

横浜市立さわの里小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月20日策定(令和4年4月1日改定)

横浜市立さわの里小学校

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

《いじめの定義》

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

- ・基本構成メンバーは「管理職・教務主任・児童支援専任・児童指導担当・養護教諭・各学年主任」とする。
- ・必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。心理の専門家としては「学校に配置しているカウンセラー」、福祉の専門家としては「SSW」など。

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回定期的に開催する。
- ・いじめの疑いのある段階で、直ちに「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催する。管理職、専任、関係のある学年で構成する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

《未然防止》

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

《早期発見・事案対処》

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

《取組の検証》

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめ未然防止

- ・年間を通した、異学年交流のなかよし班活動
- ・道徳教育の推進、道徳授業公開
- ・児童生徒の主体的な取組への支援
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・人権教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

(2) いじめの早期発見

- ・児童用アンケート実施（6、12月実施）、教職員用アンケート実施（12月）
- ・教育相談実施（随時）
- ・インターネットを通じたいじめへの対処と情報モラル教育を5学年で実施。
- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・保護者、地域、関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

- ・いじめが疑われる場合は、発見した教職員が学校いじめ防止対策委員会に連絡し、校長に報告する。いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、加害児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録をする。
- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援をする。
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

*いじめの解消に至るまでの取り組みとして以下を行う。

- ・被害児童及び保護者からの心情を聞く。
- ・複数の職員の目による状態チェック、報告及び情報交換
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口作り、いじめを否定する風土作り
- ・加害児童及び保護者への指導及び支援

(5) 教職員の研修

- ・児童理解研修の推進
- ・必要に応じて講師を招いての特別研修の実施
- ・配慮が必要な児童に関する理解研修の実施
- ・さわの里小学校リーフレット研修の実施

(6) 学校運営協議会等の活用

- ・「学校運営協議会」や「浜中学校区学校・家庭・地域連絡事業」等ではじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決するよう連携を強める。

(7) 取組の年間計画

月	内容
4	なかよし班結成 地域訪問
5	児童理解 なかよし班活動 横浜子ども会議の取組
6	全校遠足 Y-Pアセスメント
7	横浜子ども会議(中学校ブロック) 個人面談
8	横浜子ども会議(区交流会)
9	道徳授業公開
10	運動会
11	
12	いじめアンケート 人権週間 個人面談 リーダー交代式
1	
2	
3	↓ ありがとう集会

4 重大事態への対処

《重大事態の定義》

いじめ防止対策推進法第28 条第1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2 号)とされている。

《発生の報告》

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(1) 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(2) 重大事態の調査

- ・重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核として、全校児童及び保護者に対しアンケート等の調査を行い、事実関係を把握する。調査結果は、教育委員会に報告する。

(3) 児童生徒・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

さわの里小学校の「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。